

## 特定商取引法に違反した訪問販売業者に 行政処分

香川県は、本日、催眠商法により布団の購入契約をさせていた下記事業者に対し、特定商取引に関する法律（以下「法」という。）第 7 条に基づく指示及び香川県消費生活条例（以下「条例」という。）第 19 条に基づく指導を行いましたので、条例第 20 条に基づきその旨を公表します。

### 1 事業者の概要

- （1）事業者名 有限会社エース
- （2）代表者 取締役 和田敬一
- （3）所在地 兵庫県姫路市青山三丁目 1 1 番 1
- （4）取引形態 訪問販売
- （5）商品 「健美」と称する布団等

### 2 取引の概要

同社は、今年 6 月、さぬき市の亀鶴公園で開催されたイベント会場付近の空き地にテントを張り、通行人に「新商品のラーメンを試食にあげるから、ちょっと来て。こっちに来てください。」などと言って、テント内に誘引し、催眠商法により布団（約 38 万円）等の販売をしていた。

同社は、平成 22 年頃から数名でグループを作り、近畿、中四国地区のイベント会場に行っては、同様の販売を繰り返していた。

### 3 指示及び指導の内容

#### （1）指示の内容

ア 訪問販売をしようとするときは、その勧誘に先立って、その相手方に対し、勧誘の目的及び勧誘に係る商品の種類を明らかにすること。（法第 3 条）

イ 訪問販売をしようとするときは、勧誘目的を告げずに誘引した者に対し、公衆の出入りする場所以外の場所において契約の締結について勧誘をしないこと。（法 6 条第 4 項）

#### （2）指導の内容

消費者を集め、主たる取引の目的である商品以外の商品が無償又は著しく低い対価で提供することにより、不当に消費者の購買意欲をあおり、消費者の合理的な判断を妨げて、契約の締結を勧誘し、又は締結させる行為をしないこと。（条例施行規則別表の 1 の (15)）

### 4 法及び条例違反行為の事実

#### （1）販売目的等不明示（法第 3 条）

布団等の販売勧誘をしようとするに際し、相手方に「新商品のラーメンを試食にあげるから、ちょっと来て。こっちに来てください。」などと告げるだけで、その勧誘に先立って、

その相手方に対し、勧誘の目的及び勧誘に係る商品の種類を明らかにしていない。

(2) 公衆の出入りする場所以外の場所における勧誘（法第6条第4項）

(1) で誘引した消費者を、布団等の売買契約の締結について勧誘するためであることを告げずに、公衆が出入りしない四方を覆った特設テントの中に集め、布団等の売買契約の締結について勧誘している。

(3) 不当な催眠商法（条例施行規則別表の1の(15)）

(1) 及び(2)によりテント内に不当に誘引した消費者に対し、サポーターなどの雑貨品を次々と出してはその効果効能等を説明し、「これいる人、手をあげて」などと言って、手を挙げた人にはその商品を無料で配るなどの行為を長時間（1時間以上）続けることにより、無料で商品を貰ったという消費者の心理的な負担を利用するなど、その合理的な判断を妨げて布団等の売買契約の締結について勧誘している。

## 5 同社に関する相談件数

県内の消費生活センター及び県民センターへの相談件数

- ・平成23年度 2件
- ・平成24年度 3件